

〈資料紹介〉水無瀬氏成伝・和歌テニヲハ論書

川 平 ひとし

ここに紹介するのは、和歌テニヲハ論の領域に属する、水無瀬氏成(元龜二年/1571—寛永二年/1644)の伝書である。すでに本誌前号(第13号 昭60・3)において、この書の内容につき簡単に註記しておいた。本書の内容を読み、かつ位置づけるためには、論者・水無瀬氏成の和歌的事蹟について十全な知見を得ておく必要があるが、いまその詮議と記述はひとまず措き、量についてみると極めて零細な書にすぎない本書の含みもつ問題性に引かれて、幾分かの解説と共に、その本文を翻刻したいと思う。

伝 本

今のところ知りうる伝本を、後述する目安に従い甲乙二類に分けて列挙すれば、次の通りである。

〈甲本〉

- ① 静嘉堂文庫蔵本(104・44・18586) 貞享四年(1687)写か。

- ② 宮内庁書陵部蔵本(266・231) 文政六年(1823)源慶定写。

- ③ 三康文化研究所附属三康図書館蔵本(5・1237)江戸中期写。

- ④ 鹿児島大学附属図書館蔵玉里文庫本(地6・2081)『天尔遠波部類』所収。「歌道秘蔵録」等と合写。天保一五年(1844)源忠教写。

(国文学研究資料館蔵マイクロフィルムによる)

- ⑤ 東山御文庫蔵本(174・4・38・1・4)「手余波大概抄」等に合写。

(写真版による)

- ⑥ 静嘉堂文庫蔵本(518・4・21915)「宸筆御願書等之写」等に合写。

江戸中期写。

- ⑦ 宮内庁書陵部蔵本(鷹・504)『和歌天爾遠波三伝』所収。嘉永

五年(1852)鷹司政通写(同稿本)。

- ⑧ 宮内庁書陵部蔵本(266・435)『和歌伝書一四種』(二册)所収。

「新撰和歌」等に合写。嘉永六年鷹司政通写。

〈乙本〉

⑨京都大学附属図書館蔵中院・6・Ⅲ 江戸初期写、巻紙。
⑩東大寺図書館蔵本(42・17) 「天爾衰波抄」に合写。享保一九年
(1734) 宝生堂成慶写。

甲本諸本の巻末に「七月十一日 氏成」とある。甲本は某年の同月日、氏成により筆録あるいは論述されたものであることを伝えるものであろう。また④を除く七本にはこぞって、本書が氏成から九条道房・松殿道基へ相伝された書であり、かつ同書をもって書写した旨の奥書が見える(翻刻参照)。③に年記以下を、⑤⑥に署名のみを欠く点に留意しなければならない(つまり氏成以降、下記する氏成以前の中間に、一つの享受の段階があったことも想像される)が、ひとまず当奥書は、正保二年(1645)賀茂氏徳が甲本を書写し自らの手沢本としたという経緯を伝えるものと考えておきたい。氏成の没する翌年の正保二年にはすでに、本書は享受され流布していたらしい。これ以降の(後述する以外の)書写奥書の類についての詮索は割愛しよう。重要なのは甲本の伝存形態である。すなわち①②③は「和歌之切字可心得事」の後に付載・合写され、『和歌当務抄』の名のもとに統括されている。残りの五本は単独本である。ただし小規模の書のこととて、五本とも先記したように、何がしか他の書と合綴された形で伝存している。前稿において、「和歌之切字可心得事」は本書と切離して扱われるべきことを述べたが、逆に、如上の本書の伝存形態の側からもまた、それを確認しうる。本書も「和歌之切字可心得事」と同様、独自の一書として内在的に吟味されるべきな

である。ところで、本書の名称は、①②③に「和歌秘説」、④⑤⑥に「和歌手尔於葉の秘笈 倭歌秘説」(表記に小異あり。いま④により示す)とある。⑤には特に「和歌てにをはの秘事水無瀬氏成伝」の扉書も見える。⑦には「和歌天尔遠波説 氏成卿伝」、⑧には「水無瀬氏成卿伝書陰公藏秘書天尔遠波説」とあり、一定していない。後述する乙本に固有の内題・端作の類が見当らないことをも考え合わせる、今日伝えられているのはいずれも後人による呼称であつて、本書は元来、特定の名称をもたなかったのではないかと推測される。

乙本は、甲本に見える「七月十一日 氏成」を欠くこと、内容・構成に一部出入りが存することによって、甲本とは区別される。もはや「和歌之切字可心得事」と結びつくことなく、⑨は単独で、⑩は他書(いわゆる「姉小路式」の一本)と合綴されて、各々伝存している。

甲本・乙本の相違

大むね同一の書と認められるものの、何故一部相違のある甲乙両本が存在するのだろうか。その理由を考える前に、まず両本の相違点を明らかにしておくべきである。既述したところに加えて指摘しうる諸点を記してみよう。

(1) 細かに見ると、字句の出入りが少なからず存在する。特に乙本末尾に「此一巻包紙の書付写之」(⑨にあり、⑩はこの一文を欠く)と註して若干の書加えが見られる。甲本は右の形式をとらない。そも

そもこの部分は前段の本文中に既出のものとして一部重なっている。要点を摘記したと見られる。

(2) 項目の排列・構成の相違。著しいのは「哉」「つゝ」の位置で、甲本は「哉」の項を前に置き、乙本は「つゝ」から説き起こしている。

(3) 甲本は惣じて一つ書の形式に従っているが乙本は必ずしもそれによらず、比較的素朴な様態を見せている。ただしそれは⑨の場合であって、⑩の各項の頭には等しく「一」字が冠されている。甲乙対立しながらも、なお形式の一部においては乙の中にも差異のあることに留意しなければならない。

(4) 本文中二箇所、三光院実枝の説による旨の記載が見られるが、これを甲本は「三光院殿の説也」「三光院殿御説也」の如く記し、乙本は敬称を用いることなく単に「三光院の説なり」「三光院説」とのみ記している。筆録時における意識の相違を指摘しよう。

(5) 乙本中の四箇所に「候」の文体が用いられている。しかし甲本には、右に対応する待遇表現は認められない。この点も前項(4)と同様、意識の相違——この場合は執筆対象に関わる——に根差すものであろう。

以上の相違点を眺めると、思ひは自ずと甲乙両本の成立の先後関係に及ぶ。特に(1)の事態、あるいは(3)から判断すると、第一に甲本は乙本に比べて、より整備の手が加わっていると見られる。すなわち乙本先出を想定しよう。また第二に、(4)(5)に端的に現れ

ている通り、甲乙は、執筆あるいは論述する際の、目指す相手が異なっていたらうという推測も容易に導き出せると思う。それら成立時期、執筆ないし論述の対象の問題につき、一步考えを進めておこう。

まず、甲本の奥に見える「氏成」の署名から、甲本の内容は、氏成の出家(法名是空)した寛永一九年一〇月二二日(公卿補任)より以前に筆録されたとするのが順当である。署名「氏成」の後に在る、賀茂氏徳のものと覚しい識語に云うところを信するなら、道房や道基への「相伝」の時点は、勿論、氏成の没する寛永二二年九月一七日以前の事ではなければならないが、右述した点を考え合わせると、甲本成立の下限を幾分上げることが可能となる。ともあれ甲本の所説は、老練の歌人氏成から比較的少壮の堂上歌人たち(仮りに寛永一九年を目安とすれば、氏成七二歳、道房三四歳、道基二八歳)へ「相伝」されたことになるであらう。

乙本の⑩の場合、事の次第はやや明確である。同本の本奥書に次の如く記されている。

右一卷雖秘伝九条殿下幸家公依御所望奉相伝、以其次令伝受、更不可有外見者也

寛永十五年十一月五日

前中納言氏何(イマ)

信濃小路淡路守殿

寛永一五年(1638)氏成は従二位前権中納言、六八歳。右の年記に矛盾はなく、識語の内容も信すべきものと考えられる。これによれば氏成(「何」は誤写であらう)は右の折、乙本の内容を「信濃小路淡

「路守」に「伝受」したのであるが、それは、九条幸家（忠業、前出の道房の父）に「相伝」した際、次でになされたらしい。両度の「相伝」「伝受」はどれ位の時日を措いてなされたのか、また各々の折の子細など、細かく検討すべきであるが、右のみからは必ずしも審かでない。ただ、⑩の「伝受」の相手である「信濃小路淡路守」は九条家諸大夫の家筋の者と見られる点は注意される。すなわち氏成の自説開陳は撰國家の主のみでなく、その近臣へも及んでいるのである。なお⑨には、右の奥書は見えない。この事実と、先記③の、⑨⑩に差異のある事とを勘合すると、本文上同類である⑨⑩の間においても、執筆（論述）対象の異っていたことが予測される。

以上のように甲本・乙本の相違に留意しながら伝本の周辺を尋ねてみると、氏成は本書の内容を少くとも数度に亘って披瀝する折があったこと、さらに、⑩巻末に云う「包紙の書付」の形式で、別途に自説の要点を認める折もあったことを知りうる。

本文の概要と位置

相対的により整理された体裁をもつ甲本に従って、所載各箇条の冒頭のみを辿ると、「哉の事」「いひなかず哉の事」「かへる哉の事」「大まはしの事」「はね字の事」「惣別哥てにをはの事」「簡の事」の如くであり、論説中で言及されている語を列挙すると、

哉 つゝらん か かに や かも にて そーける
 そーけれ やーらん しるーけれ（乙本「してけれ」） や の
 に て つ

の如くである。また引用歌は八首（乙本九首）、他に一部の歌句のみ載せるものが六首見られる。このように眺めると本書においては、例歌に即しながら、各々のテニヲハのもつ表現上のあやが具体的に詮義されていると言つてよいであろう。言説の中核となるのは「哉」と「つゝ」である。甲乙両本が右の片方の語を冒頭に据えていることに、「哉」「つゝ」を特に重視する意識はよく現れていよう。いま、より記述の詳しい「哉」についてみると、あやの指摘は次のような諸側面に及んでいる。

- (イ) 「これじや」の意を持つことがあり、その場合は「つゝ」に通う。
- (ロ) 「か」「がに」と「哉」との関連。
- (ハ) 「つゝ」との呼応関係。場合により「つゝ」の意をもつこと。
- (ニ) 「哉」とは異なる「が」の例。
- (ホ) 「いひなかず哉」と、それに「ふきながす哉」と「治定する哉」の二種あること。
- (ヘ) 「哉」と呼応する語。上の句末に「らん」と「はねて」「哉と留る」場合。「や」との呼応如何。
- (ヘ) 「か」「哉」「や」とが通う例。
- (コ) 上に呼応する語をもたない「哉」留まりの例。「かも」との関連。
- (ク) 「にて」留まりとの関連。
- (ケ) 上に「かへる」「哉」の用法。

ここにあるのは「哉」の修辭性をめぐる姿形論、あるいは一種の類型論である。ただし言説のあり様は、右に列挙したところからも

窺える通り、非体系的である。具体的な和歌表現に密着して語る分だけ、語法の次元への理論的昇華の度合は微弱であるとも言えよう。また「哉」(ヤ「つゝ」)への関心はすでに中世テニヲハ論(和歌・連歌を含む)に見られるところであり、たとえ「哉」に関する類型論も早く所謂『姉小路式』において細かに展開されている。それゆえ、中世以来のテニヲハ論史の流れの中で眺めるとき、氏成の所説に格別の独自性を認めることは難しいであろう。しかしながら、本テキストに現れたところを和歌史の事象として把え返すとき、自ずと別途の吟味と位置づけがなされて然るべきだと考える。

私見によれば、中世テニヲハ論は基本的に表現論的な性格を備えており、中世後期に至るにつれて、当の性格の中に、伝授的性格と併行して〈修辭論的〉な性格が色濃く滲出してくるにより、前代とは様相の異なる理論枠組が生起する、という展望を想定しよう。右の展望のもとに当該テキストを置くと、われわれは、中世後期に達成された理論枠組が根強く継承されていることを知ると同時に、こうした伝書を存在させた、江戸初期における和歌テニヲハ論の状況の一端に接することになるのである。従って本書の含みもつ当代性を広い視野においてさらに吟味しなければならないであろう。いまその作業を細かく進める余裕は無いが、差し当り、問題の在り処を示すものとして、本テキストの記載から次の二点に着目しておきたい。

(1) 三光院実枝説の受容

三光院のテニヲハ説が細川幽齋に受容されてゆく様は次のような

記載から具体的に察知される(本文は日本歌学大系六による)。

哉と申すに三あり。三光院殿古今御伝授のとき仰せられてきかせられたり。一には中の哉、二にはかへる哉、三にはふきながつ哉也。 『耳底記』

つゝ留り、幽齋より仰せに、三光院は、つゝどまりの歌未練の作者当時よむともいひおほせがたし。少々ならば用捨すべしと仰せられしとなり。 『聞書全集』卷二・歌のとまりの事

右に見られる三光院と、氏成伝書所引の同説との符合に注意すべきであるが、さらに、氏成はどのような経路で三光院説を撰取したのかを問うべきであろう。この問いは、広く言えば、先述した中世後期の理論枠組の継承のあり方如何の問題と深く結びつくものと思われる。

(2) 連歌における所論への言及

甲本に一箇所、乙本に二箇所、各々連歌の領域におけるテニヲハ説への言及が見られる。本書の所説は、当代における連歌テニヲハ論と同一の地盤の上でなされていることに注意しなければならぬ。

流布状況

氏成伝書が一定程度流布したであろうことは、本書の奥書類から知られる氏成自身による幾度かに亘る營為からも推測されるところである。流布の証跡は、さらに、⑨の包紙に見える次の書面の記載にも現れている。

追而左之両首御添削願入存候、

此他御詠於有之者可示給候哉、尤不可有他見候、

拙僧為稽古披覽大望存候、

先日約諾申入候一卷入賢覽候、下官所持之本者小野ニ有之候故、

以類本令模書候、重而参会之節可得貴意候、就中つゝ留之事、先

年密々ニ通村公雖蒙雅訓候、未練故、不分明、残念不過之候、猶

期面調之時候也、謹言

極月十九日

垂殿

歳暮

かそふるに四十もふりぬ雨雲のまよはぬ年へよそにくらして
事なくてくらせる身にも行年のかへらぬ老のみそこえぬる

源大納言殿

右は「垂殿」から、恐らく中院通茂へ宛てたと目される消息であ

る。中に、通村らにおいて、「つゝ」の説をめぐり談議のあったこ

とを伝えているが、同時に傍線部によく示されている通り、氏成の

伝書が一つの由緒ある論書として重んぜられていたことをも教えて

くれる。

通茂の周辺には、さらに次のような資料も見られる。京都大学附

属図書館蔵中院本『御伝授不審御勅答控』（中院・5・81）一冊は、

通茂関係の書付類を集録（目録によれば通茂自筆）したものであるが、

中に、「つゝ」を細かく沙汰した勘返状を含んでいる。次の条は注

意される。

一 なからつゝと申ハやすくかろく候とやらん承及候、此なか
らつゝハ乍と申字之由、水無瀬殿巻物にもみえ候歎（略）

傍線部は当該氏成伝書そのものを指すとしてよいであろう。当勘
返状は通茂と誰との間のものかについてはなお細かな検討を要する
が、ここにおいても氏成説が一つの抛り所として参照されているこ
とを理解しうる。

以上の関連資料を眺めることによって、すでに、この時期、堂
上歌壇においてテニヲハが頻りに取沙汰されていた状況が窺知され
るが、採りあげた氏成伝書もまた、そうした状況の一端を担ってい
るのである。当の状況の有様とその意義を検討することによって、
本資料を一回り広い視野で把え返すことが可能となると思われる。
稿を改めて考えてみたい。

述べたようなテキストの状況を勘案して、後の翻刻には、甲本・
乙本の本文を共に掲げることにした。その際、もとの字体を大む
ね通行字体に改め、私意をもって読点を付す。底本は、甲本は①の
静嘉堂本、乙本は⑨の中院本である。なお底本と同類の他本との校
異を示しておく。異同の状況は、選んだ底本の劣性を裏づけるもの
ではないが、異文を生じている場合に限って掲出する。（合点の出入
りは省略。参照本は、甲本については③の三康本（略称「三」）と⑤
の東山本（同「東」）。乙本については⑩の東大寺本と対校する（異同
箇所を通し番号で示す）。

翻 刻

〔甲本〕（底本は先記①の静嘉堂文庫蔵本）

和歌秘説

一哉の事、所によりて言語道断これしやと云こゝろあり、心得みるへき物也、是しやと云心にては、つゝに通ふ也、玉にもぬける春の柳か、此か¹ハ哉也、哉と云事に、かにと云てを²はあり、かにと云てにを³は、か様にと云心也、哥の腰にわろく筒と置ては哉と⁴まらぬ也、哉とをきても、つゝととまりかたし、哉につゝと云心所によりてあり、百人舌首の中に、人しれすこそ思ひ初しか、此か⁵ハ哉にてハなし、有人か文字清由と云々、不用之

一いひなかず哉の事、是ハ下にて皆すむ也、ふきなかず哉、名目ハかはれとも、同事也、又治定する哉も、云なかず哉の内也、其内に、治定する哉と云なかず哉と少あやあり、

後鳥羽院御哥

今日とてや大宮人のかへすらんむかし語の夏ころも哉

腰にらんとはねて哉と留るも、習の一ツ也、のゝ字にてはぬると、やと、通也、此哥云なかず哉也、
宣旨典侍之哥

歳暮

実隆卿

あかず聞心ありとやしらさらん遠さかり行郭公哉

寄月恋

公条卿

しらす身に今幾度の暮ならんつもれハ更に惜き年哉

秋になと心つくしの月ならん花に木間も見えぬ比哉
哥の腰に、やの字を置て、哉とハ、とめぬ也、たゝし、をはずてやなどの類、名所は苦しからず、

まかなくに何を種と¹¹か浮草の波のうねく生しけるらん
かのてにを¹²は、哉、や、是三ツは何も通也、心得へき事也、二条大納言家、難波の五首に、

海辺擣衣

頼阿草庵秋下¹²にあり

海士の住浦の磯屋に音たてゝ波より外に打衣哉

此哉ハ、とまらぬやうに聞えたれと、留る也、打也共、あるへき事なれとも、猶治定せんとして、哉とよめたる也、かもと留るに、¹⁴哉のこゝろあり、

世中ハ常にもかもななきさこく海士の小舟のつなてかなしも

にてと留るに、哉と通るもあり、其故に連哥の第三に、¹⁶にて留るを嫌也、

一かへる哉の事、上の五文字へ成とも、腰へなりとも、とかく上へかへる也、云おほせすして、うへまかへる哉也、中の哉と云も、腰の哉を云也、上へかへりても聞えぬハ、下へ云なかししてよむ也、¹⁸

いかにせん色に出な²⁰ハ君と我ともに忍ぶの草²¹ハ摘共
是ハ腰の五文字よりよみくたして、二の句へ歸りて、一の句へかへる也、

大まはしの事

一常に、そける、こそけれ、やらん、しるけれ、と留を、上の句下の句にてはあれ、畢竟てにをはさへちかはすは、いかやうにもとむる也、常に物云も、てにをはのちかひたる事はいはれぬ也、是にて分別して、能々吟味可有事とも也、

はね字の事

一やの字、のゝ字を、五文字の下の仮名、四句めの下の仮名にて押へぬれば、はねらるゝ也、二の句の下の仮名にても同事也、にの仮名、はの仮名、ての仮名、其外何の仮名にても押へぬれば、はぬる也、て、に、を、は、や、ハ、いづれも疑のや也、春やむかしの月にとはゝや、問たひと云心也、

惣別哥てにをはの事

一幾度も吟²⁴して、口にさはらさるるにて相違なきハ、しるゝ也、習のてにをはゝ各別の事也、

君か代ハ千世に八ちよに、重て見るかよきよし三光院殿の説也、初心の稽古の時、古哥を一句〳〵に取はなして置て、扱それをつゝけさせて見る也、それにて胸中のほとをみて指南する也と云々、縁語にも、詞の縁、心の縁語とて二ツあり、

筒の事

一筒²⁶の事、哥のとまりはかりに習あり、つゝ哉に通と云事あり、今¹⁷日^(未)もくらしつと留たる有、此つもつゝ也、つゝととむることは、行之字の心通也、又乍の字にて、なからと云義也、しからはいひのこして、三十一字の余情此一字にこもれり、是に依て、大形の秀免²⁹にハゆるし用事なし、ふかく斟酌あるへきにや、此儀三光院殿御説也、

七月十一日

氏成

右之条々水無瀬中納言氏成卿、九条道房公、松殿道基卿江相伝之秘書也、申出シ書写之了³⁰

右他見不可有之者也

正保二年五月十一日

太田祝正四位下賀茂氏徳³²

所持也

貞享四年七月二五日令借用書写之了

賀茂保助(墨印)

へ乙本(底本は⑨の中院本)

つゝと留る詞ハ乍^{1ナカ}ノ字にて、なからといふ儀也、然はいひ残して卅一字の余情此一字ニ籠れり、これに依て、大形の秀逸にハゆるし用事なし、ふかく斟酌有へきにや、此義三光院の説なり、つゝの事、哥の留はかりに習あるなり、つゝの事、哉ニ通ト云事あり、けふもくらしつと留たるあり、此つもつゝ也、

哉

かなの事、所によりて言語道断といふ心あり、心得みるへき也、⁶玉にもぬける春の柳か
此かも哉也、
哉といふことにかにといふてにをハあり、かにといふてにをはゝ、やうにと云心也、⁸
哥の腰にわろくつゝと置てハ、哉ととまらぬ也、哉と置ても、つゝと留かたし、哉につゝと云心、所によりてあり、⁹

百人一首中ニ

人しれすこそ思ひ初しが

此かハ哉にてハなし、或人か文字清由と云云、不用之、

11 一いひなかつ哉之事(行間ニ書ク)

いひなかつ哉ハ、下にて事済也、ふきなかつ哉、名目ハかはれ共、同事也、いひおほせたる哉也、

一かへる哉之事(行間ニ書ク)

上の五文字へ成共、こしへ成とも、とかく上へかへる哉也、云おほせずして上へかへる哉也、

中の哉の事、腰の哉也、上へかへりても聞えぬハ下へいひなかしても読候、

いひなかつ哉之事

治定する哉もいひなかつ哉の内にて候、其内にいひなかつと猶治定せん為の哉、少あやあり、いひなかつ哉の哥、

後鳥羽院

けふとてや大官人のかへつらんむかしかたりの夏衣かな

腰に覽とはねて、哉と留るも習の一也、の字にても、はぬるとやとかよふ也、此哥いひなかつ哉也、

宣旨典侍

あかすきく心ありとやしらすらん遠きかり行時鳥哉

歳暮

実隆

しらす身に今幾度の暮ならんつもればさらに惜き年哉

寄月花

公条

秋になと心つくしの月ならん花に木の間もみえぬ比哉

哥の腰にやの字を置て、哉とハとめぬ也、但すてや、名所のやハ不苦と也、

みよし野や、などの類也、

小野小町

まかなくに何を種とか萍の波のうねく生しけるらん
19 かのてにをは、や、哉、此三ハ何も通也、心得へき事也、

二条入道大納言家難波五首

海辺擣衣21 草庵和歌集

海士の住浦の磯屋に音たてゝ波より外に衣うつ哉

頼阿

右の哉とめハ、とまらぬやうに聞えたれ共、とまる也、なりとも有へき事なれ共、波より外にとあるを、猶治定せんとて哉と留儀也、

かもと留に哉の心あり、

24 世中ハ常にもかもな落こく海士の小舟のつなてかなしも
25 にて留に哉と通ふもあり、故に連歌第三に、にて留を嫌也、

大まはしの事

常ニこそけれ、そける、してげれ、やらんと留るを、上句下句にてもあれ、畢竟てにをはさへ不遠ハ、いかやうにも留也、常に物

いふも、てにをはの遠たる事ハいはれぬ事也、是にて分別して能く吟味あるへき事也、

はね字の事

中の五文字の下の仮名、四句めの下の仮名にて押へぬれハ、はねらるゝ也、二ノ句の下ノ仮名にても同事也、にの仮名、はの仮名、ての仮名、其外何の仮名にても押へぬれハ、はぬる也、てにをハのヤハ何も疑のヤにて候、²⁷

春や昔の月にとはゝとハ、問たひといふ心也、^(のてにをハ也)

惣別哥のてにをハの事

幾度も吟して口にさはらざるにて相違なきハしるゝ也、

習のてにをハゝ各別の事也、

君か代ハ千世にやちよに²⁸

重而見るか。よし、三光院説、²⁹

初心稽古ノ時、

古哥一句ノ取はなち置て、さてそれをつゞけさせてみる也、

其にて胸中の程をみて指南する也、

縁語にも詞の縁、心の縁語ニあり、³⁰

此一卷包紙の書付写之

一つゝ、行ノ字の心に通ず、

一くらしつ、是もつゝ也、

一哉、是じやと云心もあり、

此心にてつゝに通歎、³¹

いかにせん色に出なハ君とわれともに忍の草ハ摘とも

是ハ二ノ句へ返ルてにをは也、扱又初五文字へ返る也、³²

又連哥抄に如此ある由、或人物語を書付候、

田子の浦に打出てみれハ白妙のふしのたかねに雪ハ降つゝ
此つゝハ、けりに通すとある由³³候、

校 異

- 〔甲本〕 1 此かーこれ (三) 2 てにをはーてにハ (東) 3 置てはーをき候てハ (東) 4 此かーこれ (三) 5 清由と云々ー清へしといへり (三) 清由を云云々 (東) 6 すむー結ぶ (三) 7 かへすーかへぬ (三) 8 寄月恋ーナシ (三) 9 類ーナシ (三) 10 すーし (三) 11 やにかよふ也ーナシ (東) 12 頓阿ーナシ (三) 13 とーとも (三) 14 にーより (三) 15 とーナシ (三) 16 にーナシ (東) 17 にて留るーにて留 18 上へー上 (三) 19 云なかつてー云なかつても (東) 20 君とー君か (東) 21 一の句へかへる也ーナシ (三) 22 事ともーこと (三) 23 はぬるーはねる (東) 24 吟してー吟味して (東) 25 ありーナシ (三) 26 箇の事ーナシ (三) 27 なからーなからの字也 (三) 28 こもれりーこもれる (三) 29 秀免ー秀逸 (三・東) 30 申出シー申出 (三・東) 31 正保二年ー以下ナシ (三) 32 太田祝ー以下ナシ (東)
- 〔乙本〕 1 ナカラーナシ 2 饑ー義 3 此一字ーナシ 4 これに依れ落歎きてーこにつれて 5 のーナシ 6 也ーもの也 7 てにをはーてにハ 8 也ーあり 9 とーナシ 10 云云ー云也 11 いひなかなす哉之事ーナシ 12 哉ーナシ 13 へーナシ 14 候ーなり 15 にて候ー也 16 とー哉と 17 のゝ字ーの文字 18 ありーやり 19 てにをはーてにハ 20 二条入道大納言家難波五首ーナシ 21 草庵和哥集ーナシ 22

たれ侍れ 23哉と留儀也―哉の心有 24か文字清―ナシ 25にて
留に―にて留の事 にてと留るに 26事―ナシ 27やにて候―や
う也 28――ナシ 29説―説也 30縁語―縁 31此一巻包紙の書
付写之―ナシ 32候―ナシ 33ニ候―也

〈註〉

- (1) 川平「和歌之切字可心得事」二種。
- (2) 信濃小路の姓は『九条家文書』(圖書寮叢刊)に、信濃小路長盛を
始め、散見する(「日根荘関係文書」二七三・二七九・二九二など)。
「九条家代々讓狀遺識類」のうち「三六 九条種通讓狀由緒地目録」
(天正二年(1574))には、石井・唐橋の家々に次いで、「一、信乃小路
給地少分」と見え、本資料に比較的近い時代における同家の家格の程
を知りうる。ただし当該伝受奥書に云う「信濃小路淡路守」について
は未詳。

(3) 註1川平稿参照。

(4) もとより重要なのは、説の内実とその位置である。ここでは、「哉」
の修辭的效果に関する類型論と合わせて、「つゝ」「留まり」の使用に対
して過度の抑制とも映る見解が示されていることを押えておきたい。

(5) 筆蹟は乙本⑩のそれと同一か。すなわち文面に云う「以類本令模書
候」由の本は、即ち⑩を指すか。

〈付記〉

翻刻を許可された静嘉堂文庫ならびに京都大学附属図書館はじ
め、御高配賜った各文庫へ厚く御礼申し上げます。

入稿後、日下幸男氏より、京大中院本の当該資料ならびに他の関
連資料(筆者未見のものあり)につき細かく御教示を得た。筆者の判
断とは異なる見解を含んでおり、有益であった。さらに考えるよす

がを与えられた同氏に深謝したい。